

レクリエーション・インストラクターの資格 取得に関する規程

第1条 本学は、レクリエーション・インストラクターとなる資格を得ようとする者に対し、公益財団法人日本レクリエーション協会の定めるところにより、必要な科目を履修させるものとする。

第2条 前条の科目は、次のとおりとする。

協会が定める科目	本学開講科目	単位数	履修方法	配当年次	備考
レクリエーション理論	2 余暇とレクリエーション	2	必修	1年以上	
レクリエーション実技	レクリエーション実技	1	必修	2年以上	
	2 余暇生活実習 1	1	1科目 選択必修	1年以上	ゴルフ
	余暇生活実習 2	1		1年以上	キャンプ
	余暇生活実習 3	1		1年以上	スキー
現場実習	1 レクリエーション実習	1	必修	2年以上	

2 前項における必要な科目の他に、協会が指定する現場実習を履修しなければならない。現場実習とは、学外で実施される大阪府レクリエーション協会主催事業をはじめ、その他の学外団体の主催する事業にリーダー又は参加者として3回以上参加しなければならない。

第3条 資格取得に関わる実習費等の費用については、必要に応じて実費を徴収する。

第4条 レクリエーション・インストラクターとなるために必要な科目及び単位を修得した者は、レクリエーション・インストラクター公認・登録手続きを行うことができる。

なお、登録には公益財団法人日本レクリエーション協会が定めた費用を必要とする。

附則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2013年4月1日から施行する。